



アレルギー疾患対策基本指針の改正案の概要

厚生労働省 健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

アレルギー疾患対策基本指針の改正案の概要

○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の主な改正点の概要は以下の通り。

事項	項目	改正案の概要
前文		○ 変更なし。
第一	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○ 変更なし。
第二	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○ アレルギー疾患に関する最新の知見に基づいた正しい情報を提供するために、インターネットその他の情報通信手段の整備等を通じた情報提供の充実を図る。
第三	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○ アレルギー疾患医療に携わるすべての医師に対して、講習会等を通じた最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報を提供する。 ○ アレルギー疾患医療提供体制について、中心拠点病院を設置し、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)を指定することで、かかりつけ医と専門医との連携体制を整備し、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。 ○ アレルギー疾患患者が診療科を横断して継続した医療を受けることができるよう、都道府県拠点病院を中心とした診療連携や情報提供等の体制を整備する。 ○ 中心拠点病院、都道府県拠点病院の役割を明記するとともに、かかりつけ医と専門医との連携体制の整備に努める。

アレルギー疾患対策基本指針の改正案の概要

- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の主な改正点の概要は以下の通り。

事項	項目	改正案の概要
第四	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	○ 変更なし。
第五	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○ 既存のガイドラインの周知に「児童養護施設等におけるアレルギー対応ガイドライン」を追記する。 ○ 「アドレナリン自己注射薬」を「アドレナリン自己投与薬」に変更する。 ○ アレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持するとともに、本人が就学及び学業を継続できるような周知を図る。 ○ アレルギー疾患を有する者が災害時に特別の配慮を要する「要配慮者」であることを明記する。 ○ 災害時には、公益財団法人日本栄養士会等の関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。 ○ 平時及び災害時において、関係学会や医療従事者等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知啓発を行うことで、緊急時に備えた準備を促す。